

川崎市人権オンブズパーソン条例の規定に基づく相談及び救済  
の申立ての受付日時に関する要綱

平成14年3月29日決裁  
13川オ事第392号

1 趣旨

この要綱は、川崎市人権オンブズパーソン条例第12条に規定する相談並びに第13条及び第14条に規定する人権侵害の救済の申立てに関する受付日時を定めるものとする。

2 受付日時

- (1) 月曜・水曜・金曜日 午後1時から午後7時
- (2) 土曜日 午前9時から午後3時
- (3) 必要に応じて、(1)及び(2)以外の日時においても、受け付けるものとする。

3 受付日時の除外日

2の(1)及び(2)に定める日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までに該当するときは、受付は行わない。

4 施行日

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。